

## 随意契約理由書

神戸市

件 名	令和5年度 海岸線 5000形省エネ運転変更作業
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店
根拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当
随意契約の理由	
<p>神戸市営地下鉄海岸線5000形車両は、ワンマン運転をサポートするため駅間走行における力行・惰行・ブレーキ制御を自動的に制御するATO装置を搭載している。</p> <p>ATO装置の自動運転は回復・平常1・平常2運転という3つの走行パターンを有しており、遅延状況などに応じて運転士が走行パターンを使い分けている。本契約では既存の平常1・平常2運転の走行パターンを一部変更し、本線走行時の電力削減を図ることを目的としている。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、ATO装置のソフトウェアの書き換えが行える必要がある。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、ATO装置等の各機器を設計・製作した、上記業者だけである。</p>	
担当 部 署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係（電話番号 078-652-7340）